

いずれも  
申告が必要です

## 既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告

耐震やバリアフリー、省エネのための一定の要件を満たす既存住宅を改修する場合、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修後3ヵ月以内の申告が必要です。

申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。申告書に添付する書類など、詳しくはお問い合わせください。

### 【耐震改修工事をした住宅】

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和4年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が住宅部分120m<sup>2</sup>分までを限度に2分の1減額されます。さらに、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合、2年間減額されます。

### 【バリアフリー改修工事をした住宅】

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和4年3月31日までに一定の省エネ改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120m<sup>2</sup>分までを限度に3分の1減額されます。

当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が100m<sup>2</sup>分までを限度に3分の1減額されます。

#### ▼要件 次のいずれかの人が居住している住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▼対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

#### 【省エネ改修工事をした住宅】

平成20年1月1日に存在し、改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和4年3月31日までに一定の省エネ改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120m<sup>2</sup>分までを限度に3分の1減額されます。

▼対象工事 窓の改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

■問い合わせ・申告先 資産税課（市役所2階、☎ 40-7029）

## 周りの「こころのSOS」に耳を傾けよう

あなたの気づき・声かけ・傾聴が身近な人を救います



マスク着用や人との距離の確保など、新しい生活様式では人との繋がりが希薄になり、こころの状態が不安定になりやすいといわれています。悩んでいる人は、自分から相談しづらいことがあります。身近な人のこころのSOSに耳を傾けてみませんか。

誰かに聞いてもらいたい時は、電話や面談であなたの「こころの声」を保健師がお聞きします。

■問い合わせ先 健康増進課（☎ 37-3750）

### ①変化に気づく

身近な人の様子が「眠れない」「食欲がない」などいつもと違う時、もしかするとこころのSOSサインかもしれません。

### ②声をかける

「食欲がないの？何かあった？」など声をかけてみましょう。「いい天気だね」と話しゃい話題でも心が落ち着くことがあります。

### ③傾聴する

相手の気持ちに寄り添い、耳を傾けて話を聞くことを「傾聴」と言います。人は誰かに話を聴いてもらうと安心することができます。

#### 傾聴のポイント

- 相手の気持ち、ペースに合わせて聴く
- 話をさえぎらないで聴く
- 聴き手の判断を押し付けない
- 安易な励ましや気休めを言わない
- 説教や批判をしない
- 相手が話してくれたことをねぎらう



市民の皆さんから  
公募します

## ひろさき教育創生市民会議の委員を募集

②「食習慣や健康づくりに対する意識醸成に必要なことは」をテーマとした小論文（1,000字以内）



※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、生涯学習課（岩木庁舎2階）、市民課総合案内、各市立公民館・図書館、市立博物館、総合学習センターで配布しています。

なお、応募用紙は返却しませんのであらかじめご了承ください。

▼選考方法 書類選考で決定後、結果は応募者全員に書面で通知します。

■問い合わせ・提出先 生涯学習課（〒036-1393、賀田1丁目1の1、☎ 82-1641、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp）

未来につながる  
取り組みです

## 次世代医療基盤法による医療・健康の情報提供

### 情報提供のお知らせを送付します

医療情報の提供をお願いする文書の送付を、7月中旬から開始します。国民健康保険料の納付書など、市から送付する医療・保健・福祉に関する文書に同封しますので、届いたら内容を確認してください。



▲送付する文書

医療情報の提供を望まない場合は、国保年金課まで提供停止の申し出をお願いします。

■問い合わせ先 国保年金課（☎ 35-1116）

